

鳴沢村高齢者外出支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が村内を運行する路線バス又はタクシー（以下「バス等」という。）を利用する場合に、バス等料金の一部を助成することにより、高齢者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 次条に規定する利用者が、バス又はタクシー利用助成のいずれかを選択するものとし、バスにおいては富士急バス株式会社が発行しているシルバー定期券1年用（以下「定期券」という。）を購入する際の費用の一部を助成し、タクシーにおいては村長が指定した一般乗用旅客自動車運送業を営む法人（以下「タクシー事業者」という。）が運行の用に供しているタクシー料金の一部を助成する。

(利用者)

第3条 この事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、鳴沢村重度心身障害者等福祉タクシー利用料金助成事業による助成を受けている者を除く。

- (1) 本村に住所を有する70歳以上の者で、運転免許証を所持していない者
- (2) 本村に住所を有する60歳以上70歳未満の者で、運転免許証を返納した者

(申請等)

第4条 本事業の助成を受けようとする者は、鳴沢村高齢者外出支援事業利用承認申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 運転経歴証明書の写し
- (2) 取消通知書の写し
- (3) 確認書（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が認めるもの

2 前項に基づく助成期間は、申請月からとし、有効期間はバスについては1年間とし、タクシーについては申請年度末までとする。この場合において、利用者は、引き続き助成を受けようとする場合は、期間満了までに更新申請をして村長の承認を受けなければならない。

3 定期券の助成を受けた者は、その有効期限が満了する1カ月前からでなければ更新申請することはできないものとする。この場合において、有効期限が切れることが分かる書類（定期券の写し等）を添付して申請しなければならない。

4 村長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を

決定し、鳴沢村高齢者外出支援事業利用承認可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成額及び助成限度）

第5条 バスの助成額は定期券を購入する費用の一部を助成するものとし、助成限度は中型タクシー初乗運賃の額（以下「初乗運賃等」という。）の24回分を限度とする。

2 タクシーの助成額は利用1回につきタクシー事業者が認可を受けている初乗運賃等とし、助成限度は年24回分までとする。

（定期券の購入）

第6条 第4条の規定により利用承認決定を受けた利用者は、定期券を購入する際、村で発行する高齢者外出支援事業引換券（様式第4号）及び年齢が確認できる身分証明書を富士急バス株式会社窓口に掲示し、個人負担分の金額を追加して、利用承認決定日から1カ月以内に定期券を購入しなければならない。

（タクシー乗車券の交付）

第7条 第4条の規定により利用承認決定を受けた利用者に対し、村長は、高齢者外出支援タクシー乗車券（様式第5号。以下「乗車券」という。）を交付する。

2 乗車券の交付枚数は、承認決定した日の属する月からその年度の3月までの月数に2を乗じた枚数とする。

（定期券及び乗車券の利用方法）

第8条 利用者は、定期券を利用するときは、降車時に定期券を乗務員に掲示しなければならない。

2 利用者は、乗車券を利用するときは、降車の際、乗車券に必要事項を記入の上、タクシーの運転手に手渡し、タクシー料金メーター表示額から迎車を含む初乗運賃等を控除した額を当該運転手に支払うものとする。

（助成金の支払）

第9条 定期券を販売した富士急バス株式会社及び乗車券を受領した村と契約しているタクシー事業者は、助成金を毎月末締めにて翌月10日までに村長へ請求するものとする。

2 村長は、前項の規定による請求を受理したときは、内容を審査の上、請求があった富士急バス株式会社及びタクシー事業者に請求書を受理した月の末日までに助成金を支払う。

（保護者）

第10条 利用者が第4条に規定する申請並びに定期券及び乗車券の管理をすることができない事情があるときは、利用者を養護し、生計を一にしている者（以下「保護者」という。）が代わって当該申請並びに定期券及び乗車券の管

理をすることができるものとする。

(資格喪失の届出)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用者又は保護者は、直ちに高齢者外出支援事業資格喪失届出書(様式第6号)に定期券及び未使用の乗車券を添えて村長に提出しなければならない。ただし、定期券においては、払戻しはしないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 本村の住所でなくなったとき又は村内に居住しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるとき。

(紛失、破損等の届出)

第12条 利用者又は保護者は、定期券又は乗車券を紛失し、破損し、若しくは汚損し、又は盗難にあったときは、速やかに、高齢者外出支援事業紛失・破損等届出書(様式第7号)により、破損し、又は汚損した場合はその定期券又は乗車券を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の届出があったもののうち、やむを得ないと認めるものには、当該紛失し、破損し、若しくは汚損し、又は盗難にあった分の乗車券を再交付することができる。ただし、定期券についての再発行は、行わない。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 利用者又は保護者は、定期券又は乗車券を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(定期券又は乗車券の返還及び停止)

第14条 村長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、定期券又は乗車券の返還を命じ、以後の交付を停止することができるものとする。

(1) 虚偽の申請により定期券又は乗車券の交付を受けたとき。

(2) 定期券又は乗車券を不正に使用したとき。

(3) その他村長がこの要綱の主旨に反していると認めるとき。

2 前項の定期券又は乗車券の交付停止期間は、停止を決定した日の属する月から1年間とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。